

社会福祉法人四つ葉福社会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人四つ葉福社会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬額の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬日額 5,000 円、全理事の報酬総額 150,000 円以内とする。
 - (2) 監事 報酬日額 5,000 円、全監事の報酬総額 100,000 円以内とする。
 - (3) 評議員 報酬日額 5,000 円、全評議員の報酬総額 105,000 円以内とする。
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は報酬を支給する。
- 3 報酬は役員及び評議員に出席の都度、直接現金支給とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、ひやごん保育園旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則この規程は平成29年5月28日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附則この規程は平成31年4月8日より施行する。

附則この規定は令和5年4月1日より施行する。(第3条(報酬額の支給)の変更)